

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2025年11月28日 |
| 【会社名】 | AIB株式会社 (注) 2025年12月1日(定款変更予定日)の商号変更後の会社名: ARCHION株式会社 |
| 【英訳名】 | AIB, LTD. (注) 2025年12月1日(定款変更予定日)の商号変更後の英訳名: ARCHION Corporation |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 河野 昌俊 (注) 2026年4月1日(株式交換の効力発生予定日)に就任予定の代表者の役職氏名: カール・デッペン |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都昭島市武蔵野二丁目12番8号 |
| 【電話番号】 | 0570-095111(日野自動車株式会社代表電話番号) |
| 【事務連絡者氏名】 | 日野自動車株式会社 経理部長 山田 康洋 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都日野市日野台三丁目1番地1(日野自動車株式会社連絡場所) |
| 【電話番号】 | 0570-095111(日野自動車株式会社代表電話番号) |
| 【事務連絡者氏名】 | 日野自動車株式会社 経理部長 山田 康洋 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 普通株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | 116,754,000,000円 (注) 本届出書提出日において未確定であるため、日野自動車株式会社(以下「日野自動車」といいます。)の最終事業年度末日(2025年3月31日)現在の貸借対照表上の株主資本の額(簿価)に、2025年6月10日開催の日野自動車の取締役会決議に基づく第三者割当増資により増加する株主資本の額(簿価)を加えた額に、AIB株式会社(以下「当社」といいます。)が、当社を株式交換完全親会社、日野自動車を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)により取得することとなる日野自動車の普通株式の所有割合(当社が本株式交換により取得することとなる日野自動車の普通株式の株式数を、日野自動車の発行済株式総数(自己株式を除き、普通株式及びA種種類株式を含みます。)で除した割合をいいます。)を乗じて得た額(百万円未満を四捨五入)を記載しております。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年11月4日付をもって提出した有価証券届出書及び2025年11月14日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2025年11月28日の日野自動車の臨時株主総会において株式交換契約が承認されたこと、並びに、日野自動車が2025年11月28日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、これらに関連する事項を訂正するため、また、記載内容の一部の訂正すべき事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

募集又は売出しに関する特別記載事項

第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報

第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要

3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等

(1) 株式交換契約の内容の概要

7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

議決権の行使の方法について

8 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

5 重要な契約等

第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|--------------------------|---|
| 普通株式 | 845,069,664株 (注)1、2、3 | 完全議決権株式であり、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項を除き(注)4、株主としての権利内容に制限のない株式であります(注)5、6。 |

<中略>

- 3 普通株式及びA種種類株式は、2025年10月20日の当社代表取締役の決定（株式交換契約の承認及び株主総会への付議）及び2025年11月4日付の当社の株主総会決議（株式交換契約の承認）並びに2025年10月20日開催の日野自動車の取締役会決議（株式交換契約の承認及び株主総会への付議）及び2025年11月28日開催予定の日野自動車の株主総会決議（株式交換契約の承認）に基づき行う本株式交換に伴い発行する予定です。なお、本株式交換は、トヨタ及びダイムラートラックが、本経営統合後の当社の両者の持分比率が同割合となるよう、両者で別途合意する持分の調整（ダイムラートラックからトヨタに対する三菱ふそう株式の一部譲渡）（以下「本持分調整」といいます。）及び2026年4月1日付（予定）での羽村工場のトヨタへの移管の効力の発生を条件として行う予定です。

<後略>

(訂正後)

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|--------------------------|---|
| 普通株式 | 845,069,664株 (注)1、2、3 | 完全議決権株式であり、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項を除き(注)4、株主としての権利内容に制限のない株式であります(注)5、6。 |

<中略>

- 3 普通株式及びA種種類株式は、2025年10月20日の当社代表取締役の決定（株式交換契約の承認及び株主総会への付議）及び2025年11月4日付の当社の株主総会決議（株式交換契約の承認）並びに2025年10月20日開催の日野自動車の取締役会決議（株式交換契約の承認及び株主総会への付議）及び2025年11月28日開催の日野自動車の株主総会決議（株式交換契約の承認）に基づき行う本株式交換に伴い発行する予定です。なお、本株式交換は、トヨタ及びダイムラートラックが、本経営統合後の当社の両者の持分比率が同割合となるよう、両者で別途合意する持分の調整（ダイムラートラックからトヨタに対する三菱ふそう株式の一部譲渡）（以下「本持分調整」といいます。）及び2026年4月1日付（予定）での羽村工場のトヨタへの移管の効力の発生を条件として行う予定です。

<後略>

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(訂正前)

<前略>

2 A種種類株式の交付

当社は、2025年10月20日の当社代表取締役の決定及び2025年11月4日付の当社の株主総会決議、並びに、2025年10月20日開催の日野自動車の取締役会決議及び2025年11月28日開催予定の日野自動車の株主総会決議に基づく本株式交換として、日野自動車の普通株式に対して当社の普通株式の割当交付を行うことと合わせて、日産自動車のA種種類株式に対して当社のA種種類株式の割当交付を行うことを予定しており、その概要は以下のとおりです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

2 A種種類株式の交付

当社は、2025年10月20日の当社代表取締役の決定及び2025年11月4日付の当社の株主総会決議、並びに、2025年10月20日開催の日野自動車の取締役会決議及び2025年11月28日開催の日野自動車の株主総会決議に基づく本株式交換として、日野自動車の普通株式に対して当社の普通株式の割当交付を行うことと合わせて、日産自動車のA種種類株式に対して当社のA種種類株式の割当交付を行うことを予定しており、その概要は以下のとおりです。

<後略>

第二部【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】**第1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】****3【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】**

(1) 株式交換契約の内容の概要

(訂正前)

当社及び日野自動車は、2025年10月20日、日野自動車の株主総会の承認を前提として、2026年4月1日（予定）を効力発生日とし、当社を完全親会社、日野自動車を完全子会社とする本株式交換を行うこととする株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換契約に基づき、日野自動車の普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を、日野自動車のA種種類株式1株に対して、当社のA種種類株式1株を、それぞれ割当交付します。

本株式交換契約の内容は下記「(2) 株式交換契約の内容」のとおりです。

(訂正後)

当社及び日野自動車は、2025年10月20日、2026年4月1日（予定）を効力発生日とし、当社を完全親会社、日野自動車を完全子会社とする本株式交換を行うこととする株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、本株式交換契約は2025年11月28日に日野自動車の臨時株主総会において承認されました。

本株式交換契約に基づき、日野自動車の普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を、日野自動車のA種種類株式1株に対して、当社のA種種類株式1株を、それぞれ割当交付します。

本株式交換契約の内容は下記「(2) 株式交換契約の内容」のとおりです。

7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

(訂正前)

日野自動車の株主が、その有する日野自動車の普通株式につき、日野自動車に対して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年11月28日開催予定の日野自動車の株主総会において議決権を行使することができる株主については、当該株主総会に先立って本株式交換に反対する旨を日野自動車に対し通知し、かつ、当該株主総会において本株式交換に反対することを要します。また、株式買取請求権の行使は、本株式交換の効力発生日（2026年4月1日）の20日前から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(訂正後)

日野自動車の株主が、その有する日野自動車の普通株式につき、日野自動車に対して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年11月28日開催の日野自動車の株主総会において議決権を行使することができる株主については、当該株主総会に先立って本株式交換に反対する旨を日野自動車に対し通知し、かつ、当該株主総会において本株式交換に反対することを要します。また、株式買取請求権の行使は、本株式交換の効力発生日（2026年4月1日）の20日前から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

(訂正前)

日野自動車の株主による議決権の行使の方法としては、2025年11月28日開催予定の日野自動車の株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、日野自動車の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができます（ただし、日野自動車は、株主が2人以上の代理人を株主総会に出席させることを拒否することができます。）。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、日野自動車に提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、日野自動車に2025年11月27日午後5時25分までに到達するように返送することが必要となります。

<後略>

(訂正後)

日野自動車の株主による議決権の行使の方法としては、2025年11月28日開催の日野自動車の株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、日野自動車の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができます（ただし、日野自動車は、株主が2人以上の代理人を株主総会に出席させることを拒否することができます。）。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、日野自動車に提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、日野自動車に2025年11月27日午後5時25分までに到達するように返送することが必要となります。

<後略>

8【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法
(訂正前)

<前略>

次に、日野自動車においては、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条の各規定に基づき、株式交換契約、交換対価の相当性に関する事項、交換対価について参考となるべき事項、当社の成立の日における貸借対照表、当社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及び日野自動車において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、2025年11月14日より、日野自動車の本店に備え置く予定です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

次に、日野自動車においては、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条の各規定に基づき、株式交換契約、交換対価の相当性に関する事項、交換対価について参考となるべき事項、当社の成立の日における貸借対照表、当社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及び日野自動車において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、2025年11月14日より、日野自動車の本店に備え置いております。

<後略>

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【沿革】

(訂正前)

2025年6月2日 本経営統合のための準備会社として当社設立
 2025年6月10日 日野自動車、三菱ふそう、トヨタ及びダイムラートラックの4社で本経営統合契約を締結
 2025年10月20日 日野自動車との間で本株式交換契約を締結
 2025年11月4日 本株式交付に係る株式交付計画を作成
 当社の臨時株主総会において本株式交換契約について承認決議
 当社の臨時株主総会において本株式交付に係る株式交付計画について承認決議
 2025年11月28日 日野自動車の臨時株主総会において本株式交換契約について承認決議(予定)
 2026年4月1日 本株式交換及び本株式交付の効力発生(予定)
 当社普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場(予定)

(訂正後)

2025年6月2日 本経営統合のための準備会社として当社設立
 2025年6月10日 日野自動車、三菱ふそう、トヨタ及びダイムラートラックの4社で本経営統合契約を締結
 2025年10月20日 日野自動車との間で本株式交換契約を締結
 2025年11月4日 本株式交付に係る株式交付計画を作成
 当社の臨時株主総会において本株式交換契約について承認決議
 当社の臨時株主総会において本株式交付に係る株式交付計画について承認決議
 2025年11月28日 日野自動車の臨時株主総会において本株式交換契約について承認決議
 2026年4月1日 本株式交換及び本株式交付の効力発生(予定)
 当社普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場(予定)

第2【事業の状況】

5【重要な契約等】

（訂正前）

当社は日野自動車との間で、2025年10月20日、日野自動車の株主総会の承認を前提として、2026年4月1日（予定）を効力発生日とし、当社を完全親会社、日野自動車を完全子会社とする本株式交換を行うこととする本株式交換契約を締結しております。

< 後略 >

（訂正後）

当社は日野自動車との間で、2025年10月20日、2026年4月1日（予定）を効力発生日とし、当社を完全親会社、日野自動車を完全子会社とする本株式交換を行うこととする本株式交換契約を締結し、本株式交換契約は2025年11月28日に日野自動車の臨時株主総会において承認されました。

< 後略 >

第五部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

（1）【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

（訂正前）

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第113期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月24日関東財務局長に提出

【半期報告書】

事業年度 第114期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月14日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書の訂正届出書提出日（2025年11月14日）までに金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日関東財務局長に提出。

（訂正後）

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第113期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月24日関東財務局長に提出

【半期報告書】

事業年度 第114期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月14日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

(1) の有価証券報告書の提出後、本届出書の訂正届出書提出日（2025年11月28日）までに金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日関東財務局長に提出。

(2) の有価証券報告書の提出後、本届出書の訂正届出書提出日（2025年11月28日）までに金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年11月28日関東財務局長に提出。